



技術情報

2001・2 Vol.3・No.2

食品編（通巻15号）

改正JAS法の品質表示基準に基づく 加工食品の表示方法について

食品の多様化、消費者の食品の品質及び安全性や健康に対する高まり等に対応して、昨年、一般消費者向けの全ての飲食料品についての表示制度（JAS法）が改正されました。その改正JAS法に基づく表示制度が今年の4月からスタートします。

本誌では、食品製造業と最も関連の深い加工食品の表示方法について説明します。

◎加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）の概要

1. 適用の範囲

この基準は、加工食品（容器に入れ、又は包装されたもの）に適用されます。

ここで、加工食品とは次のものが該当します。

1. 麦類 2. 粉類 3. でん粉 4. 野菜加工品 5. 果実加工品 6. 茶、コーヒーおよびココアの調製品
7. 香辛料 8. めん・パン類 9. 穀類加工品 10. 菓子類 11. 豆類の調整品 12. 砂糖類
13. その他の農産加工品 14. 食肉製品 15. 酪農製品 16. 加工卵製品 17. その他の畜産加工品
18. 加工魚介類 19. 加工海藻類 20. その他の水産加工食品 21. 調味料及びスープ 22. 食用油脂
23. 調理食品 24. その他の加工食品 25. 飲料等

目次

加工食品品質表示基準の概要

適用の範囲	1
一括表示事項	2
品質表示の方法と具体例	3
表示についてのQ&A	3
人事異動	3
お知らせ	
沖縄県工業技術センター研修生取扱要綱の一部改正について	3

2. 一括表示事項

一括表示しなければならない事項は、次の6項目です。

- (1) 名称、(2) 原材料名、(3) 内容量、(4) 賞味期限(品質保持期限)、(5) 保存方法、
(6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

その表示方法を示すと次のとおりです。

(1) 名称について

表示しようとする加工食品の内容を表す一般的な名称を記載してください。「名称」に代えて「品名」、「種別」または「種別名称」を記載することができます。

(2) 原材料名について

・食品添加物以外の原材料名

- 1) 原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載します。
- 2) 使用する原材料が2種類以上の原材料(複合原材料)からなるものは、その原材料名にカッコを付け、原材料に占める割合の多いものから順に記載します。
- 3) この時、原材料に占める割合が5%未満のとき、または複合原材料の名称からその原材料が明らかなときは、記載を省略できます。

・食品添加物

原材料に占める重量の割合の多いものから順に食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省第23号)第5条第1項第1号ホおよび第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載します。

(3) 内容量について

内容重量、内容体積または内容数量を表示します。

- ・内容数量はグラムまたはキログラム単位、内容体積はミリリットルまたはリットル単位、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示します。
- ・固形量、内容総量

固形量または内容総量は、グラムまたはキログラム単位で、単位を明記して表示します。

(4) 賞味期限(品質保持期限)について

①製造または加工から賞味期限(品質保持期限)までの期間が3ヶ月以内のもの

(ア) 平成12年4月1日 (イ) 12.4.1 (ウ) 2000.4.1 (エ) 00.4.1

上記の(イ)～(エ)について「.」の印字が困難なときは省略可能です。

その場合、月または日が1桁のときは、2桁目は「0」を記載します。

②製造または加工から賞味期限(品質保持期限)までの期間が3ヶ月以上のものは、次のいずれかの方法で表示するかまたは①により記載します。

(ア) 平成12年4月 (イ) 12.4 (ウ) 2000.4 (エ) 00.4

上記の(イ)～(エ)について「.」の印字が困難なときは省略可能です。

その場合、月または日が1桁のときは、2桁目は「0」を記載します。

(5) 保存方法について

飲食料品の特性に従い記載します。

- ・記載例:「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等

(6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所について

製造業者等の氏名又は名称及び住所を記載します。

- ・表示を行う者が加工包装業者である場合にあっては「製造者」を「加工者」とします。
- ・表示を行う者が販売業者である場合にあっては「製造者」を「販売者」とします。
- ・輸入品の場合は「製造者」を「輸入者」とします。

3. 品質表示の方法と具体例

1) 品質表示の方法

名 称	〇〇〇〇〇〇〇
原材料名	〇〇〇、〇〇〇、〇〇、〇〇〇
内 容 量	〇〇〇 g
固 形 量	〇〇〇 g
賞味期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	〇〇〇〇〇〇〇
製 造 者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2) 具体例

名 称	ベーコン
原材料名	豚バラ肉、食塩、砂糖、調味料 (アミノ酸)、リン酸塩(Na)、 酸化防止剤(ビタミンC)、 発色剤(亜硫酸Na)
内 容 量	130 g
賞味期限	平成13年7月1日
保存方法	10℃以下で保存して下さい。
製 造 者	沖縄県具志川市州崎12-2 沖縄県工業技術センター

- ① 「名称」に代えて「品名」、「種類別」または「種類別名称」を記載することができます。
- ② 表示に用いる文字および枠の色は、背景の色と対照的な色とします。
- ③ 表示する加工食品が液体などの場合で、固形量など該当しない項目がある場合は、様式の項目を省略します。
- ④ 賞味期限をこの様式で表示することが困難な場合には、様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示することにより他の箇所に記載できます。
*保存方法についても同様で、賞味期限の記載箇所に近接して記載できます。
- ⑤ 賞味期限を品質保持期限に代えて記載できます
- ⑥ 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものは、賞味期限を消費期限と記載します。
- ⑦ 表示を行う者が販売業者の場合は「製造者」を「販売者」、加工包装業者の場合は「加工者」と表示します。
- ⑧ この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略できます。

4. 表示についてのQ & A

Q：賞味期限を欄外に記載することはできますか。その場合、枠内の表示は「欄外に記載」「別途記載」という表示でよいのですか。

A：賞味期限の記載は様式従って表示することが困難な場合には、様式の賞味期限欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載できます。この場合、「枠外下部に記載」等記載場所を具体的に表示します。

Q：加工食品の表示について、責任を負うのは製造業者ですか、それとも販売業者ですか。

A：加工食品にあつては、原則として製造業者に表示義務があります。ただし、販売業者が製造業者との合意により製造業者に代わって品質表示を行うこととなっている場合には、当該販売業者に表示義務があります。

人 事 異 動

〔招聘任用〕平成12年12月21日付 ()内は所属

○招聘研究員 帆 足 英 二 (有限会社 帆足デザイン研究所)

お 知 ら せ

◎沖縄県工業技術センター研修生取扱要綱の一部改正について

沖縄県工業技術センターでは、県内企業等における技術者の資質向上を図るための人材育成事業として技術者研修を行っています。今回、研修生取扱要綱の見直しを行い、次のとおり一部改正しましたのでお知らせします。今後とも、技術研修制度をご活用頂きますようご案内いたします。

沖縄県工業技術センター研修生取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、中小企業者、中小企業者の団体、大学等（以下「中小企業者等」という。）の依頼により、沖縄県工業技術センター（以下「工技センター」という。）において、専門技術を習得せしめ、当該中小企業者等が必要とする人材を養成（以下「研修」という。）し、もって本県の技術力の向上に寄与することを目的とする。

(資 格)

第2条 研修生として受け入れる者は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県に事業所等を有する中小企業者等が派遣する者で、工技センター所長が適当と認めた者。
- (2) その他、工技センター所長が適当と認めた者。

(研修内容)

第3条 研修内容は、中小企業者等が希望する技術研修とする。

(申 請)

第4条 研修生を派遣しようとする中小企業者等は、研修生受入許可申請書（第1号様式）を工技センター所長に提出しなければならない。

(許 可)

第5条 工技センター所長は、前項の研修生受入許可申請書（第1号様式）を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認めたときは研修を許可し、その旨を中小企業者等に通知する。（第2号様式）

(誓 約)

第6条 研修を許可された者は、工技センター所長に誓約書（第3号様式）を提出しなければならない。

(研修生の服務)

第7条 研修生の服務については、次によるものとする。

- (1) 研修生は、当該期間中、沖縄県が別に定めた服務要綱に従うこと。
- (2) 研修生は、指導担当者と密接な連絡のもとに研修に従事し、機械の使用等については、すべて指導担当者の指示に従うこと。

(研修経費)

第8条 研修生は、研修に要する原材料及び消耗品等の経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第9条 研修生は、重大な過失等その責めに帰すべき理由により物品を損傷し、又は忘失したときは、相当の弁償をしなければならない。

(退所命令)

第10条 工技センター所長は、研修生が次の各号の一に該当すると認めるときは、退所を命じることができる。

- (1) 工技センターの業務に支障をきたす行為のあったとき。
- (2) 事故、疾病等により、研修が困難となったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(業務災害補償)

第11条 研修生の業務上における災害補償については、中小企業者等の負担とする。

(修了証書)

第12条 工技センター所長は、研修生が所定の研修を終了し、研修報告書（第4号様式）を提出した者に対して修了証書（第5号様式）を交付する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど工技センター所長が定める。

*詳しくは、沖縄県工業技術センター技術支援部までお問い合わせ下さい。

「問い合わせ先」 沖縄県工業技術センター 技術支援部
〒904-2234 具志川市字州崎12番2号
Tel 098(929)0111 Fax 098(929)0115